

マイナンバー利用同意書（就学援助申請用）

下記の者は、豊島区教育委員会事務局学務課が豊島区就学援助費支給要綱第4条及び第5条の規定に基づく事務手続を処理するために限り、マイナンバーを利用して地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、受給期間中についても同様の取扱いとします。

① 住民票及び生計を一にしている15歳以上の方全員をご記入ください。（中学生は除く）

	氏名	続柄	生年月日	マイナンバー（個人番号）	1月1日時点の 居住自治体
申請者	フリガナ	本人	昭和・平成		
			年 月 日		市・区・町・村
1	フリガナ		昭和・平成		
			年 月 日		市・区・町・村
2	フリガナ		昭和・平成		
			年 月 日		市・区・町・村
3	フリガナ		昭和・平成		
			年 月 日		市・区・町・村
4	フリガナ		昭和・平成		
			年 月 日		市・区・町・村

② 申請者の本人確認のため、以下の書類をご提出ください。（窓口の場合：原本、郵送の場合：写し）

①個人番号カードを お持ちの方	個人番号カード（表・裏両面）	
②個人番号カードを お持ちではない方 マイナンバー確認書類と身元確認 書類を合わせてご提出ください。	マイナンバー確認書類 （以下からいずれか1点）	身元確認書類 （以下からいずれか1点）
	・通知カード ・マイナンバーが記載された 住民票（写し可） ・マイナンバーが記載された 住民票記載事項証明書	・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ・在留カード、特別永住者証明書 または 身元確認書類 （以下からいずれか2点） ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

③ 申請者以外の①で記入した方全員の「マイナンバー確認書類」を1点ご提出ください。

【留意事項】

- 窓口で提出する場合、必要書類の原本をお持ちください。郵送で提出する場合、必要書類の写しをご提出ください。（ただし、郵便事故等の責任は負いかねますのでご了承ください。）
- 海外の税情報を照会することはできません。
- マイナンバーは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条に基づき、本申請に係る事務処理に必要な範囲をこえて利用することはありません。

【問合せ先】 豊島区教育委員会事務局 学務課学事グループ
就学援助担当 電話：03-3981-1174（直通）